

令和4年度第4回
朝霞市都市計画審議会議事録

令和4年12月21日
都市建設部 まちづくり推進課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | | |
|--------------------|--|--|
| 会 議 の 名 称 | 令和4年度第4回朝霞市都市計画審議会 | |
| 開 催 日 時 | 令和4年12月21日（水） 午後3時00分から午後5時10分まで | |
| 開 催 場 所 | 朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前） | |
| 出 席 者 | 別紙のとおり | |
| 会 議 内 容 | 別紙のとおり | |
| 会 議 資 料 | 別紙のとおり | |
| 会 議 録 の 作 成 方 針 | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| | 会議録の確認方法 出席委員全員による確認 | |
| そ の 他 の 必 要 事 項 | 傍聴者 2人 | |

令和4年度第4回朝霞市都市計画審議会

令和4年12月21日(水)
午後3時00分から
午後5時10分まで
市役所 別館5階 大会議室(手前)

1 開 会

2 挨拶

3 議 題 (意見聴取)

①諮問事項

議案第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について(朝霞市決定)

②意見聴取

議案第2号 立地適正化計画の策定について(意見聴取)

4 その他

報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について(経過報告)

報告事項第2号 朝霞駅南口駅前通りの一方通行規制及び周辺道路における面的な交通安全対策等について

報告事項第3号 都市計画マスタープランの策定方法について

報告事項第4号 朝霞地区4市共用火葬場設置の検討について

報告事項第5号 東武鉄道株式会社のダイヤ改正について(2023年3月18日(土))

報告事項第6号 公園の整備について

5 閉 会

出席委員(10人)

会 長
職 務 代 理 者

鈴木 龍 久
川 端 登

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|----|
| 委 | 員 | 木 | 村 | 暢 | 宏 |
| 委 | 員 | 須 | 田 | 義 | 博 |
| 委 | 員 | 田 | 原 | | 亮 |
| 委 | 員 | 原 | 田 | 公 | 成 |
| 委 | 員 | 駒 | 牧 | 容 | 子 |
| 委 | 員 | 田 | 辺 | | 淳 |
| 委 | 員 | 岡 | 田 | 一 | 成 |
| 委 | 員 | 宮 | 崎 | 葉 | 瑠花 |

欠席委員（４人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 高 | 橋 | | 隆 |
| 委 | 員 | 松 | 村 | | 隆 |
| 委 | 員 | 大 | 橋 | | 純 |
| 委 | 員 | 北 | 島 | 隆 | 孝 |

専門委員（２人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|----|
| 專 | 門 | 委 | 員 | 小 | 嶋 | 文 |
| 專 | 門 | 委 | 員 | 須 | 永 | 大介 |

事務局（１８人）

| | | | | | | |
|---|---|---|-----------------------|---|----|-----|
| 事 | 務 | 局 | 都市建設部長 | 山 | 崎 | 明日香 |
| 事 | 務 | 局 | 審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長 | 宇 | 野 | 康幸 |
| 事 | 務 | 局 | 都市建設部次長兼開発建築課長 | 村 | 沢 | 敏美 |
| 事 | 務 | 局 | みどり公園課長 | 大 | 塚 | 繫忠 |
| 事 | 務 | 局 | 道路整備課長 | 深 | 澤 | 朋和 |
| 事 | 務 | 局 | まちづくり推進課主幹兼課長補佐 | 高 | 橋 | 俊朗 |
| 事 | 務 | 局 | みどり公園課主幹兼課長補佐 | 櫻 | 井 | 正樹 |
| 事 | 務 | 局 | まちづくり推進課専門員兼区画整理係長 | 多 | 度津 | みどり |
| 事 | 務 | 局 | 開発建築課専門員兼開発指導係長 | 中 | 村 | 秀樹 |
| 事 | 務 | 局 | まちづくり推進課都市計画係長 | 濱 | 野 | 孝雄 |
| 事 | 務 | 局 | みどり公園課みどり公園係長 | 高 | 橋 | 大輔 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|-----------------|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 道路整備課用地係長 | 細 | 野 | 哲 | 也 |
| 事 | 務 | 局 | まちづくり推進課都市計画係主査 | 西 | 村 | 憲 | 司 |
| 事 | 務 | 局 | 道路整備課用地係主査 | 宮 | 地 | 和 | 歌 |
| 事 | 務 | 局 | まちづくり推進課都市計画係主任 | 村 | 岡 | | 拓 |
| 事 | 務 | 局 | みどり公園課みどり公園係主事 | 菊 | 地 | 理 | 浩 |
| 事 | 務 | 局 | まちづくり推進課区画整理係主事 | 高 | 橋 | 竜 | 弥 |
| 事 | 務 | 局 | みどり公園課みどり公園係主事補 | 伊 | 藤 | 勇 | 世 |

会議資料

- ・令和4年度第4回朝霞市都市計画審議会 次第
- ・議案第1号 生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）
- ・議案第2号 立地適正化計画の策定について
- ・報告事項第1号 生産緑地地区の変更について（経過報告）
- ・報告事項第2号 朝霞駅南口駅前通りの一方通行規制及び周辺道路における面的な交通安全対策等について
- ・報告事項第3号 都市計画マスタープランの策定方法について
- ・報告事項第4号 朝霞地区4市共用火葬場設置の検討について
- ・報告事項第5号 東武鉄道株式会社のダイヤ改正について（2023年3月18日（土））
- ・報告事項第6号 公園の整備について
- ・朝霞市都市計画審議会 委員名簿
- ・傍聴要領

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第4回朝霞市都市計画審議会を開催します。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と窓とドアの開放による換気を行っていますので御了承ください。体調が優れない場合は、すぐに事務局へお伝えください。

審議会の開催に先立ちまして、1点御報告があります。

埼玉県警察の秋の人事異動に伴い、朝霞警察署交通課長が北島様から佐々木様に代わり、本審議会委員の委嘱を行いましたことを御報告させていただきます。

さて、本日の審議会の出席委員ですが、総数14人中9人ですので、朝霞市都市計画審議会条例第6条に定める、開催定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、朝霞市農業委員会会長の高橋委員、朝霞市環境審議会会長の松村委員、朝霞警察署交通課長の佐々木委員におかれては、本日、所用のため欠席の御連絡を事前にいただいておりますので、御報告させていただきます。

それでは、審議会の開会に当たりまして、都市建設部長の山崎より御挨拶申し上げます。

◎2 挨拶

○事務局・山崎都市建設部長

皆さん、こんにちは。

都市建設部長の山崎でございます。本日は、御多用の中、令和4年度第4回朝霞市都市計画審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会は、議題が2件、報告事項が6件ございます。

議案第1号につきましては、生産緑地地区14地区の変更・追加について御審議をいただくものでございます。

議案第2号につきましては、令和4年度第3回朝霞市都市計画審議会以降に立地適正化計画庁内検討委員会で検討を進めてまいりました内容及び計画の素案について、委員の皆様にお伺いするものでございます。

また、報告事項第1号につきましては、生産緑地地区の変更について、今後の審議に当たり経過報告をさせていただきます。

さらに、報告事項第2号につきましては、朝霞駅南口駅前通りの一方通行規制と周辺道路への面的な安全対策の検討について。

報告事項第3号につきましては、今後再度策定予定の朝霞市都市計画マスタープランの策定方法につきまして。

報告事項第4号につきましては、朝霞地区4市共用火葬場設置の検討について。

報告事項第5号につきましては、2023年3月18日に予定されている東武鉄道株式会社のダイヤ改正について。

報告事項第6号につきましては、現在整備に向けて検討を進めております3か所の公園の整備について御報告させていただきます。

本日の審議会におきましても、委員の皆様の慎重なる御審議と議事の円滑な進行に御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

都市計画審議会条例第5条に基づき、会議の進行は会長が行うこととされています。つきましては、審議会の進行を鈴木会長にお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○鈴木会長

皆さん、こんにちは。

年末の大変お忙しい中、大勢の皆さんに御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、議題が二つ、報告事項が三つと盛りだくさんですけど、皆様方の積極的な御意見を頂いて、スムーズに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

また、須永専門委員が立地適正化計画の素案を迅速に作り上げていただきまして、ありがとうございます。小嶋専門委員におかれましても、リモートで参加ということで本当にありがとうございます。私、リモートでの会議というのは、初めてです。行き届かないことも多いかもしれませんが、よろしく願いいたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

この審議会は、原則公開の立場をとっております。

審議に入る前に、傍聴者の入室について、皆様にお伺いいたします。

本日、この審議会の傍聴を希望されている方がいらした際には、傍聴者の入室を許可してもよろしいでしょうか。

(異議なし、の声)

事務局に確認しますが、本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

○事務局・高橋まちづくり推進課都市計画係主事

ただいまのところ、2人いらっしゃいます。

○鈴木会長

御案内してください。

傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴者につきましては、都市計画審議会傍聴要領によりまして、発言などの行為は認められませんので、御了承願います。

それでは、事務局から本日の会議資料について確認をお願いします。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

本日の会議資料について、確認させていただきます。

あらかじめ送付させていただきました資料が、議案資料といたしまして、議案第1号「生産緑地地区の変更について」、議案第2号「立地適正化計画の策定について」、報告事項第1号「生産緑地地区の変更について」。

また、本日お手元にお配りした資料として、審議会の次第が1枚。こちら、当初お配りしていたもの、差し替えをお願いします。続きまして、傍聴要領。続きまして、委員名簿。続きまして、報告事項第2号「朝霞駅南口駅前通りの一方通行規制及び周辺道路における面的な交通安全対策等について」。続きまして、報告事項第3号「都市計画マスタープランの策定方法について」、報告事項第4号「朝霞地区4市共用火葬場設置の検討について」、報告事項第5号「東武鉄道株式会社のダイヤ改正について（2023年3月18日（土））」、報告事項第6号「公園の整備について」、最後になりますが、議案第2号の差し替え、そして、立地適正計画の4-12ページの資料、1枚ございます。

資料はおそろいでしょうか。確認は、以上です。

◎3 議題 ①諮問事項 議題第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）

○鈴木会長

ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。

本日諮問されました議案は、「議案第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」です。また、「議案第2号 立地適正化計画の策定について」の意見を聴取します。

「議案第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局から説明をお願いします。

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

それでは、議案第1号朝霞都市計画生産緑地地区の変更について、概要を説明します。

本議案は、これまでの都市計画審議会の報告事項で御報告させていただきました、生産緑地地区の追加指定及び買取申出による変更に関するものです。

お配りしている資料は、議案資料として都市計画変更図書が1ページから8ページ、参考資料はその補足資料として、9ページから25ページとなっています。

まず、議案資料から説明します。こちらは、都市計画法第14条第1項の規定による資料となります。

議案資料の1ページを御覧ください。こちらは、計画書で、今回の対象は14地区となります。

2ページを御覧ください。こちらは理由書となります。この理由書は、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧の理由書で、変更の必要性としましては、第32号、118号、156-1号、201号、204号、216号は買取申出による行為制限が解除されたため。その他の地区は、市の基準に基づく追加指定のためです。

3ページは、総括図となります。

4ページから8ページは計画図となり、いずれも変更後の図面となります。詳細な位置等については、参考資料として詳細図を付けています。

では、参考資料の9ページを御覧ください。

3ページの総括図に、今回変更する生産緑地地区の位置を青枠でお示ししております。

10ページを、御覧ください。こちらは、今回の変更を予定している箇所の一覧です。

14地区の変更前後の面積を比較しますと、10万236.54平方メートルから4,429平方メートル減少し、9万5,807.54平方メートルとなります。変更後の市内全体の地区数は、変更前の220地区から1地区増加して221地区となり、面積は約66.42ヘクタールから約0.44ヘクタール減少し、約65.98ヘクタールとなります。

次に、11ページを御覧ください。ここから24ページまでは、各地区の概要を示しています。

概要図の青色の矢印は、現況写真の撮影位置と方向を示しており、黄色で塗りつぶした区域が今回削除する部分になります。そのほかのページにあります、赤色で塗りつぶした区域は、今回の追加指定をした部分になります。他の地区も同様です。

また、事前に資料をお送りしていることも踏まえまして、本日は、特に説明を加えたい3地区について御説明を申し上げます

16ページを御覧ください。根岸台7丁目の第156-1号生産緑地地区の概要です。

主たる農業従事者の死亡に伴い、令和3年10月25日に市に買取申出があり、これに対し市では公共施設等用地として一部買取りを希望し、その他の区域については、買い取らない旨を地権者

に通知しました。一部買取りを希望したのは、緑色で塗りつぶした区域で、市道27号線を根岸台7丁目地区計画区画道路第3号用地として、市道36号線を道路整備基本計画の対象路線として買取りの希望を申し出て、買収済です。

また、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあつせんを依頼しましたが、買取りの希望はない旨の回答がありました。このようなことから、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたため、地区の区域及び面積の変更をするものです。

次に、19ページを御覧ください。宮戸2丁目の第201号生産緑地地区の概要です。

農業の主たる従事者の死亡に伴い、令和3年8月3日に市に買取り申出があり、これに対し市では公共施設等用地として一部買取りを希望しました。その他の区域については、買い取らない旨を地権者に通知しました。こちらは、市道2104号線の拡幅用地として、道路整備基本計画の対象路線として位置付けられている部分、また、宮戸2丁目地区の地区計画道路である市道2399号線の事業用地に含まれる部分の買取りの希望を申し出て、買収済です。

こちらも同様に、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあつせんを依頼しましたが、買取りの希望はない旨の回答がありました。

このようなことから、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたため、地区の区域及び面積の変更をするものです。

次に、24ページを御覧ください。根岸台8丁目の第265号生産緑地地区の概要です。

こちらは、近隣に一団とみなせる生産緑地地区がないため、新たに265号生産緑地地区として追加したものです。

そのほかの追加指定した地区は、全て既存の生産緑地地区に追加しております。

最後に、25ページを御覧ください。こちらは、生産緑地地区の変更に関する経緯の概要です。

生産緑地地区の変更について、令和4年9月16日に埼玉県知事へ協議を申し出て、9月26日付けで異存がない旨の回答を頂きました。変更案の縦覧は、10月11日に案の縦覧をする旨を告示し、同日10月11日から24日までの2週間、案を縦覧に供しました。

なお、案の縦覧については、市の広報及びホームページで周知しております。

縦覧の結果、縦覧者は0人でした。

今後の予定ですが、本日の都市計画審議会での審議を経て、都市計画変更の告示を行う予定です。

以上で議案第1号、朝霞都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終了します。

○鈴木会長

ありがとうございます。議案の説明が終了しましたので、審議に入ります。何か御意見、御質問

などはございますか。

田辺委員。

○田辺委員

まず、お伺いしておかなければいけないのが、説明は一つ一つしゃべっている訳ではないのですが、今日、都市計画審議会で議案が出される以前からも既に開発が進んでいる、例えば、15号だとか、あるいは宮戸2丁目や岡の20番とか、現況写真を見ても分かりますけれど、具体的に開発がどんどん進んでいる、あるいは既に出来上がって住んでいるところがありますけれども、ここら辺の経緯だとか、過去にその手のやり取りはしていますけれども、そういう部分と生産緑地の解除という流れの中で、解除する以前に開発行為なり建築行為なりということに関して、何ら規制も今あるのか、ないのかも含めて、どういう経緯でこの場では正式に議案として生産緑地の解除とか、主たる農業従事者が死亡したということで買取申出が出て、実際には買取りを市がしなかった、あるいは農業委員会のいわゆる農業を営んでいる方たちの買取申出がなかったからということで、最終的に解除されましたということがあったとしても、ここで議案で出る以前にもう既に開発がされてしまって現状住んでいるという状況もあると思うのですが、今二つ言いましたけども、それ以外のところも含めて、今回提案されている議案の中で、順序としてちぐはぐではないのかということも含めて、お伺いしておきたいと思います。

○鈴木会長

大塚課長。

○事務局・大塚みどり公園課長

以前から都市計画審議会で諮るときには、既に宅地化されてしまって、追認ではないかという御質問があったと思います。これは、法律の建て付けの問題で、今買取りの申出が出てから行為制限の解除までというものが、生産緑地法によるものでして、公共施設として買い取るかどうかの判断というのが、買取申出から1か月になります。そして農業従事者による買取りのあつせんが、申出が出てから3か月以内。この3か月を越えてしまうと行為制限が解除されてしまいます。そこから行為制限が解除されますと、開発等が行われていく建て付けになりますので、どうしても都市計画審議会への意見聴取というのが事後になってしまいます。そういう問題があったことから、朝霞市では、その前に都市計画審議会へ報告という形で事前に報告をさせていただいて、それ以降に議案という形で、追認にはなってしまうかもしれませんが、都市計画審議会の意見を聴取させていただき、都市計画決定の廃止という手続を取らせていただいくものになります。

○鈴木会長

田辺委員。

○田辺委員

今、二つ言いましたけど、二つ以外に何かあるのか。それから、今報告とおっしゃったけども、前回の都市計画審議会がいつで、その都市計画審議会のときの報告として何が挙げられていて、その挙げられたもののどの部分が今日出ているのか。

○鈴木会長

大塚課長。

○事務局・大塚みどり公園課長

前回の都市計画審議会でも報告させていただいておりますのは、118号生産緑地地区と、201号、216号の3件になります。

○鈴木会長

田辺委員。

○田辺委員

例えば、宮戸2丁目の生産緑地でいうと204号に関しては、前段で報告という形でされていないんだっけ、しているんだっけ。私、記憶にないのですが。

○鈴木会長

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

今回出ていますのは、今年度の都市計画審議会も含め、昨年度の都市計画審議会でも報告しているものもありまして、今御指摘のありました204号につきましては、昨年度の都市計画審議会にて報告させていただいたものになります。

○鈴木会長

昨年度とそれから4月と8月の審議会、この3回に分けて、これだけのものが報告事項で挙げてきたものですね。

田辺委員。

○田辺委員

ですから、そういうことも含めてその後の経緯を報告された後の状況は、せっかく都市計画審議会がその間にあるわけですから、報告として引き続きしていただいた上で、今回こういう形で議案が出て来るということであれば、まだ分かると思います。

実際には、どんどん工事が進んでしまい、場合によっては既に居住者がいる事態もあるので、建て付けが一番の問題ですけれども、ここで審議する意味がなくなってしまう部分もあるので、是非もうちょっと追いかけて、我々に報告していただきたいということは、要望しておきます。

○鈴木会長

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○鈴木会長

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に朝霞市都市計画審議会の中で、以前に打合せしたことを報告させていただきました。岡田委員から、新しい人は分からないということで、1ページの備考欄にも明記されると有り難いということで、参考書を別にもう1枚付けるという形で進めていただく形になりますよね。

大塚課長。

○事務局・大塚みどり公園課長

資料の1ページから8ページまでが、法定の資料になりまして、都市計画審議会の中で法定の資料だと分かりづらいというお話をいただきましたので、参考という形で、説明が分かるような形で資料を付けさせていただいております。参考資料の中に、過去の何回目の都市計画審議会で報告をさせていただいたのが分かるように、資料を工夫して作成させていただきたいと考えます。

○鈴木会長

ありがとうございます。今度、そのようによろしくお願いします。

田辺委員。

○田辺委員

生産緑地自体、これを長年続けられてきた中で、結局、今後特別生産緑地という話が出ていたわけですが、我々こうやって議案で頂くものの中に、そういった対応で今始まっているものが、これがそうなんだということで教えていただきたい。特別生産緑地と今までの生産緑地の扱いの違い、それから生産緑地の指定で何号、何号とありますけども、それは今後の部分は特別生産緑地というものでそれが扱われているのだという理解でいいのかとか、そこら辺ちょっとどういう絡みなのか教えていただきたいと思います。

○鈴木会長

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

本日の議案に挙がっているものの生産緑地の一部について、特定生産緑地に指定したものは、買取申出から3か月たった行為制限の際に合わせて、基本的には特定生産者の解除を行っています。

今後出て来る生産緑地が、全て特定生産緑地かと言いますと、特定生産緑地に指定される生産緑地は、当初の予定から30年経過したものを更に延長して10年指定する制度になりますので、例えば直近で今回追加指定で入るものにつきましては、この都市計画審議会の市の告示をした日が指定日になりますので、そこから30年後というのが、指定生産緑地の30年経過した後の特定生産緑地に移行する期限という形になりますので、市内全部の生産緑地が特定生産緑地となるものではなくて、いつ指定したか、指定して30年経過した後に特定生産緑地10年、生産緑地、特定生産緑地を入れて10年先延ばしして税制猶予を10年間先延ばすかというふうに初めてそこで分かれる部分になりますので、その辺につきましては、指定期限が毎年このように追加指定をやっているもので、少しずつずれていく形になっていますので、市内全てが特定生産緑地ではないということになります。

○鈴木会長

田辺委員。

○田辺委員

ちょっと分かりにくいんだけど、どちらにしても生産緑地法が作られて30年たって、朝霞でも30年の生産緑地が出てきている。それが、その後特定という形で認定、希望を出しているかどうかということですが、それに関しては、どれぐらい今年度出ていて、それが特定の方に回っているのか、それとも解除に回っているのか、その点を教えていただきたい。

○鈴木会長

大塚課長。

○事務局・大塚みどり公園課長

当初指定が平成4年12月10日になりまして、そこから30年たつのが令和4年12月10日になります。特定生産緑地への移行というのが、パーセンテージにしたら96パーセントの方が特定生産緑地への移行を希望しまして、今後10年間、特定生産緑地として用務に従事していただくことになります。移行なしと答えられた方が、約4.4パーセントです。こちらにつきましては、現在も生産緑地という形にはなるのですが、買取りの申出はいつでもできる状況になります。

以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。

田辺委員。

○田辺委員

今回解除された部分が出ていますが、それにプラス、その4.4パーセント部分で大体どれくら

いの面積が今後、いわゆる生産緑地ではなくなるということになりますか。

○鈴木会長

大塚課長。

○事務局・大塚みどり公園課長

特定生産緑地への移行なしということで希望された方の面積が、1万5,374平方メートルになります。それ以外で今回の議案として出したものが、生産緑地が特定生産緑地の方は、今後解除される可能性があるという方になります。プラス、今回の議案で出したものが解除されます。

以上です。

○鈴木会長

よろしいですか。ほかに質問ありますか。

田辺委員。

○田辺委員

一つ、三原2丁目の部分ですが、例えば現況、道路の開発がどんどん進められている。ページで言うと11ページ。後の報告でもありますが、現況どんどん道路ができたりしているので、もう少し現況に合わせた図面は、手に入らないのですか。あるいは、開発予定としてどういう道路構造になるのかが、同様に出示されるともっと分かりやすいと思うのですが、現場を見てもなかなかどこからどこまでというのが分かりにくい部分があるので。

○鈴木会長

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

今回の生産緑地の第32号については、現状、工事が始まっている部分もありまして、縦に長いので、今回2枚に分けて写真を撮らせていただきました。それでも全体を写せてないので、今後、写真の撮り方について、気を付けさせていただきます。

以上です。

○鈴木会長

開発の方で詳しいことがあるでしょうから、村沢次長。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

図面ですが、都市計画法の開発許可制度によって許可されたものであれば、開発の登録簿というものが一般の供覧に供しております。一般の方は、証明を取ると1部470円ですが、今回、図面の方が分かりやすいということであれば、次回から開発許可取得済みのものは、登録簿の提供を合わせてさせていただければと思います。

○鈴木会長

先ほど伺ったら、真ん中に道を作って、突き当たる手前で左に曲げて既存の道路とつなぐ。そして、市に開発ですから寄与されますから、それで公道として認定していくというふうにやると思います。よろしいですか。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

補足いいですか。

開発許可前に報告事項で審議会に報告されたとき、その時点で開発の手続条例の構想届が出ていれば、まだ確定した図面ではありませんが、ホームページにも配置図関係は出していますので、その時点で出せるものがあれば、皆さんのイメージが湧くようなものとして提供できるものはしたいと思います。

○鈴木会長

それを提供したら、資料がいっぱいになっちゃう。この生産緑地のところに、分かりやすくなるような工夫をしていただければいいです。

○事務局・村沢都市建設部次長兼開発建築課長

工夫はしたいと思います。

○鈴木会長

田辺委員。

○田辺委員

今のは、是非お願いします。

19ページですが、宮戸2丁目、これは以前もちょっと問題になって、2104号線とおっしゃりましたが、区画道路、今回途中まで何とか市が買い取るという話になっているけれど、この買取りからその先の部分に関しても、その展望という辺りも含めて、今の時点で買い取って道路に一応するのだろうけども、途中で止まった状態、これ市道2104号線というのは本当はここで止まりではなくてもっと先まで、本来は区画道路として予定していて、認定はされているけどできていないということですよ。その点、今後のことも含めてどうなっているのか教えていただきたい。

○鈴木会長

細野係長。

○事務局・細野道路整備課用地係長

2104号線は、6メートルの計画で、図面でいう下の横の方です。

○田辺委員

そっちね。じゃあその上。

○事務局・細野道路整備課用地係長

できていないけど認定を掛けるという可能性は、今回買わせていただいたところ以外、路線計画の中でもあと一筆を残して全部取得しております。この図面ですと、そのまま上左斜めの方に折れて元のある道につながる形でして、一筆だけを残して今のところ全部購入しています。

現在、下水道、污水管、雨水管の設置工事をやっております、令和5年度から道路の工事を始める予定になっています。

以上です。

○鈴木会長

田辺委員。

○田辺委員

最後に、市が買い取った部分とほかの部分も併せて、それぞれ平方メートル単価を教えてください。買取り額。2丁目だけではなく、市が買い取った平方メートル単価を教えてください。

○鈴木会長

分かりますか。

細野係長。

○事務局・細野道路整備課用地係長

平方メートル単価は、すみません。今日は持ってきていないので分かりません。

申し訳ございません。以上です。

○鈴木会長

すみません。あとで聴いて。

ほかに、ございますか。

(なし、の声)

ただいま、なしという声が掛かりました。

御意見がなければ、質疑を終決いたします。よろしいですか。

(はい、の声)

これより採決いたします。

「議案第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ありがとうございます。

全会一致で異議なしとなりました。

よって、議案第1号については、原案のとおり決めます。

それでは、議案第1号朝霞都市計画生産緑地地区の変更については、質疑が終了しました。

◎3 議題 ②意見聴取 議案第2号 立地適正化計画の策定について（意見聴取）

○鈴木会長

続きまして、「議案第2号 立地適正化計画の策定について」です。

事務局からの説明をお願いします

村岡主任。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画主任

第1回及び第3回都市計画審議会に引き続き、長めにお時間をいただきまして、立地適正化計画（素案）について御説明させていただきます。

時間の都合上、前回の審議会から大きな変更があった部分や、計画の根幹となる部分以外につきましては、説明を省略しながら進めさせていただきます。

早速ですが、朝霞市立地適正化計画（素案）の1-1ページ、「第1章 立地適正化計画の必要性」を御覧ください。

この章では、一般的な立地適正化計画の概要や当市で立地適正化計画を策定する目的、1-5ページに移っていただきまして、ここから関連計画や上位計画である総合計画や都市計画マスタープラン等との連携について記載しています。

次に2-1ページをお開き下ください。

「第2章 都市構造や防災上の現状と課題」では、人口の分析や2-6ページからは生活サービスの利便性の分析として、商業施設や福祉施設、公共施設等の分析などが続いていきます。

2-20ページをお開きください。

これまでの分析の結果、都市構造上の課題として、「生活サービス・交通利便性を維持・確保するとともに、高齢化や低炭素化、緑の保全が必要」ということと、「都市拠点に都市機能を誘導しながらコンパクト・プラス・ネットワークの実現が必要」と整理しています。

2-21ページからは、防災上の現状と課題について記載していきまして、2-28ページで課題として「安全な場所への誘導」、「防災性を高める市街地整備」、「内間木地区等についても防災指針に対策の状況を取りまとめる」ことを整理しています。分析の内容等については、「第7章 防災指針」と説明が重複しますので省略します。

続いて、「第3章 目指すべき都市の骨格構造と誘導方針」です。

3-1ページでは、「まちづくりの方針（ターゲット）」として、これまでの審議会から大きな変

更はありませんが、「将来にわたって持続可能な朝霞市のための「次の一手」となる、低炭素型で人が中心となる都市構造の構築」と設定しています。

3-2ページでは、立地適正化計画で「目指すべき都市の骨格構造」については、都市計画マスタープランの将来都市構造を基本とし、地域公共交通計画の「目指すべき公共交通体系」との整合を図ることを記載しています。

3-4ページに移っていただきまして、まちづくりの方針と目指すべき骨格構造を踏まえて、「誘導方針（ストーリー）」を設定しています。これまでに御審議いただいた内容と大きな変更はありませんが、12月に開催しました庁内検討委員会において、もともと一つの項目としていた⑥の「マイカーに依存しない移動手段の促進により低炭素型の交通体系構築」と、⑦の「建築物の省エネやグリーンインフラの導入等による低炭素型の市街地整備」は、それぞれ大きい話なので分割してはどうかという御意見を頂きまして、このような分割した形に修正しました。

続きまして、「第4章 都市機能誘導区域」についてですが、4-3ページを御覧ください。

こちら、これまで御審議いただいたものから大きな変更はありませんが、都市計画マスタープランで位置付けている都市拠点の基本とし、中段の区域設定方針としては「駅から高齢者の徒歩10分圏内」、「商業系用途地域」、「主要な公共施設や集客施設」、「官民連携まちなか再生推進事業の実施区域」、「拠点形成に資する公共施設や都市基盤等の整備事業区域」、「将来的に活用が見込めると考えられる土地の区域」としています。

また、下段に移りまして、境界については、「道路等の地形地物」、「用途地域界」に加え、「居住誘導区域で除外する生産緑地を含めない」こととしています。

以上を踏まえ、4-4ページと4-5ページにそれぞれの都市機能誘導区域を赤色の枠で図示しています。こちらの区域についても、これまで審議いただいたものと大きな変更はありません。

次に、4-6ページからは、「都市機能補完ゾーン」についてです。

こちらは主に公共的な機能の維持または計画的な誘導を図るため、本市独自の区域として定めるものですので、こちらの設定により、新たに届出等が発生するものではありません。

4-7ページでは、基地跡地地区地区計画のエリアの「朝霞駅周辺地区都市機能補完ゾーン」を示しています。

次に4-9ページでは、都市計画マスタープランで位置付ける医療と福祉の拠点エリアの「北朝霞駅周辺地区都市機能補完ゾーン」を示しています。前回の審議会から、御意見等を踏まえて、健康増進センターや総合福祉センターも内包され、地形地物を勘案しまして、東側、図でいうところの右斜め上の方向にゾーンを拡大しました。

次に4-10ページでは、「国道254号バイパス沿線ゾーン」を示しています。前回の審議会に

において、境界についての御質問を頂きまして、それを踏まえまして、図では点線でゾーンをお示し
しまして、欄外の※書きとして、今後の検討によりゾーンの境界が決定する旨を記載しています。

次に、誘導施設について、本日机上に配付させていただきました、右上に「差し替え資料」と書
かれている資料を御覧ください。

当日の配付となりまして、大変申し訳ありませんでした。前回の審議会からの変更としまして、
二つの誘導区域、朝霞駅方面の誘導区域と北朝霞駅方面の誘導区域の分けをなくしまして、両誘導
区域共通の誘導施設としたことと、また、誘導施設の分類と施設の定義を記載しています。

施設の内容としましては、前回示した内容と大幅な変更はありませんが、名称については、元と
なる法令等の表現に合わせることであります。一部の施設の表現については、国との協議を行っ
ている関係で、表現が若干変更になる可能性があります。

次に施設の説明ですが、福祉部で整備を予定している溝沼浄水場跡地の公共施設に入ることを想
定している施設として、「児童館」、「母子健康包括支援センター」、「基幹的役割を果たす地域包括支
援センター」、「基幹相談支援センター」、「地域コミュニティの交流の場（集会場）」、「公共公益サー
ビスを提供する事務所」を設定しています。

また、特定用途誘導地区を効果的に展開するため、店舗の面積を50平方メートル以上と設定し
ています。比較的小規模な店舗を設定することにより、御覧になった方に誤解を与えないよう、欄
外に誘導区域外への立地を禁じるものではないということと、このように設定した目的を記載して
います。

次に「第5章 居住誘導区域」について、5-2ページを御覧ください。

「居住誘導区域の設定方針」についても、これまでに審議いただいた内容から大きな変更はあり
ませんが、都市再生特別措置法や都市計画運用指針に従い、都市計画区域から市街化調整区域、居
住に適さない区域を除外した上、本市が目指すべきまちづくりの観点を踏まえ、居住を誘導しない
と判断した朝霞浄水場や生産緑地等を除外した区域としています。

次に、5-5ページ、「居住誘導区域の性格に応じたゾーン設定」についてです。こちらのゾーン
の設定により、届出等の規制は発生しませんが、メリハリのある居住誘導策を講じるため、都市機
能誘導区域と同一区域の「歩いて暮らせる駅ちかゾーン」、運行頻度の高いバス停から300メー
トル以内の「公共交通らくらく移動ゾーン」、二つのゾーン以外の「利便性と自然が調和したゆとりの
暮らしゾーン」を設定しています。「公共交通らくらく移動ゾーン」の設定要件については、庁内検
討委員会での意見を踏まえて、運行頻度の高いバス停の定義をピーク時とオフピーク時の表現とし
て追加しています。

次に5-6ページ、以上のことを踏まえた居住誘導区域の図を掲載しています。図から国道25

4号バイパス沿線の都市機能補完ゾーンが抜けてしまっていますので、今後修正する予定になっています。

次に、「第6章 誘導施策」についてです。

6-2ページでは、都市機能誘導区域のうち、朝霞駅周辺の誘導施策、6-3ページで北朝霞・朝霞台駅周辺の誘導施策、6-4ページでは居住誘導区域の誘導施策を記載しています。

それぞれのページで太字にしてある施策については、後のページで掲載している主要な誘導施策の概要で紹介する施策になっています。そのことについての説明が抜けていましたので、今後そのことも補足しようと考えています。

次に6-5ページ、ここから主要な誘導施策を紹介しています。

①として「特定用途誘導地区の設定」、②として「溝沼浄水場跡地への公共施設整備」となっております。前回の審議会では、やや具体的に皆さんにお伝えしたのですが、内容については今後の検討課題となりますので、このような記載にとどめております。

6-6ページには、「官民連携によるウォークアブル化の推進」を掲載しています。こちらも以前の審議会で御紹介しています。

前回の審議会から追加で紹介する施策として6-7ページ、「通学路や住宅地における面的な交通安全対策」としての「ゾーン30プラス等」の取組、6-8ページ、「道路や公園等の公共施設整備や民間開発におけるグリーンインフラの導入促進」、6-9ページ、地域公共交通計画に位置付けられている「シェアサイクル等を活用した移動ツールの提供」、1ページ飛ばして、6-11ページで空き地、空き家等の「都市のスポンジ化対策」について新たに記載しています。

6-12ページからは、届出制度についてです。こちらは、都市再生特別措置法に基づくものですので、これまでに審議いただいたものと変更はありません。

ここで説明員を代わらせていただきます。

○事務局・西村まちづくり推進課都市計画係主査

「第7章 防災指針」については、私の方から説明させていただきます。

この第7章は96ページまでですが、防災指針の性格上、各種災害リスクに関して、できるだけ詳しく記載する必要性があり、ページの多くがこの災害リスクの分析になっていますので、細かい説明は申し訳ありませんが、所々割愛させていただきたいと思います。

疑問点とかありましたら、質問の時間の際にお伺いできればと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは7-1ページで、「(1) 概要と目的」からになりますが、上から3行目のところで、防災指針とは、令和2年6月の都市再生特別措置法の一部改正により、立地適正化計画の中に定める

こととなったもので、法的には「立地適正化計画による居住や都市機能の立地誘導を図る上で、自然災害から地域の安全性を確保するために必要となる「都市の防災に関する機能の確保を図るための指針」と定められています。

この防災指針を策定する目的は二つありまして、一つは居住誘導区域に定めた区域の安全性・防災性を確保すること、もう一つが、今後、都市計画で防災を明確に意識したまちづくりを検討していくに当たり、参考となる指針として、都市の災害に関する情報を集約することとなります。

下段のところに、「防災指針の検討の流れ」を掲載していますが、STEP 1として「災害リスクの分析」を行い、その中でたくさん種類があるハザードの整理ですとか、人口や施設の分布などの都市情報と重ね合わせて実際の災害リスクを抽出する形の分析を行います。そしてSTEP 2で、分析結果を踏まえた課題の抽出を行い、STEP 3で更にその課題を踏まえて「防災・減災まちづくり」の将来像や取組方針を設定し、STEP 4で具体的な「防災・減災の取組、スケジュール、目標値を設定」といった流れでまとめています。

7-2ページ、「防災指針の位置付け」ですが、立地適正化計画に内包されるものとして、総合計画や都市計画マスタープランに即した上で、「朝霞市地域防災計画」や「朝霞市国土強靱化地域計画」などの既にある防災関係計画ですとか、個別の災害対策を定めている「朝霞市水道事業基本計画」など各個別計画とも、災害ごとに連携を図る形となります。

7-3ページの上の(3)では、この防災指針で対象とする災害の種類と区域をどこまで設定するかということをもとめています。

対象区域について、法的には居住誘導区域の中のみを対象にすればよいものとなっていますが、本市では、居住誘導区域内に限らず、市全域を対象として素案を策定しました。理由としては、内間木地域など、居住誘導区域から外れる地域にも一定の居住実態があることが一番の理由ですが、ほかにも都市機能補完ゾーンに設定した三つのゾーン、「北朝霞駅周辺地区」や「国道254号バイパス沿線ゾーン」等が全て居住誘導区域の外にあり、まちの公共の機能上、重要な地域となることから、今後も一定の防災性を確保する必要があること、更には市域の面積が比較的狭い中で、都市施設の利用エリアや緊急輸送道路等が居住誘導区域の内外にまたがっているため、地域の特性上、防災対策を完全に切り分けることが難しいといった特性を考慮したためです。

それから、対象とする災害については、表に示しているとおり、市内で被災リスクのある災害は全て網羅する形で、水害、土砂災害、火災、地震に係る各種ハザード等で、一番右側の列に丸が付いている災害を幅広く対象としました。地震については、居住誘導区域の中と外で関係なく被災リスクはありますが、市内には住宅密集の傾向がある地域が複数あり、これらの地域では、地震時のリスクが高くなるおそれがありますので、分析の必要性がある災害として対象に加えています。

その後の7-3ページ下段から7-6ページまでは各災害の解説を掲載していますが、7-5ページの「オ 住宅密集地」は、老朽化した住宅が密集していたり、狭い道路や敷地面積が小さいなどの特徴がある区域をいまして、このような区域では、大規模地震時に火災の延焼や道路閉塞により、避難や消火活動が困難になるなど防災上の課題があるため、災害に準ずるものという扱いとしています。

また、「カ 地震」に関する分析については、平成26年3月に埼玉県がまとめた地震被害想定調査報告書をベースにしていますが、7-6ページの上の表に掲載のとおり、朝霞市内で今後発生する可能性がある大規模地震が。

○鈴木会長

西村主査、90何ページもありますから、丁寧に説明していただき有り難いのですが、資料は皆さんに配付されていますので、もう少し大まかな説明でもよろしいと思います。質問の時間がなくなってしまう。

○事務局・西村まちづくり推進課都市計画係主査

失礼しました。

7-6ページのこちらの表では、朝霞市内で今後発生する可能性がある大規模地震の中で、発生確率が最も高く、被害も最も大きくなると予測されている「東京湾北部地震」を想定するものとなりました。

7-7ページからは、先ほどの検討の流れのSTEP1で、「災害リスクの分析」ということになります。中段に、「災害ハザード情報」と「都市の情報」の重ね合わせ」とあり、イメージ図が載っています。5枚の都市情報が重なった図がありますが、ハザードに該当している区域でも、その区域に人口や施設等がない場合には大きな被害は発生しませんので、実際に市内にどのような災害のリスクがあるかということの評価するためには、このように、ハザードの上でどのような施設があるとか、人口がどのくらいあるかといった様々な情報を重ね合わせた分析を行う必要がありますので、防災指針では、このような重ね合わせ分析の形で、実際のリスクを評価しています。

7-7ページの「(2) 災害リスク評価の参考視点」のところは、立地適正化計画の手引きなどを参照しながら、分析に必要な指標を整理している部分になっています。ここに記載のとおりですので、説明を割愛させていただきます。

7-12ページからは、「市域全体の災害リスク分析」で、使用するハザード情報等の詳細をここに一覧で示しています。

左の①と②は同じ「洪水浸水想定区域」ですが、①の「計画規模L1」というのは、主に河川などの都市基盤の整備を計画する際の基準となる規模で、おおむね100から200年に1回程度の

降雨に対応するような規模となります。

②の「想定最大規模L2」の方は、更に大きな1,000年に1回程度の想定され得る最大規模の降雨が起こった場合になります。この②の方は、市で配布しているハザードマップのデータと同じものになります。

また、右のページの「⑧住宅密集地」については、「老朽化した木造住宅が密集し、かつ狭い道路が多く」、記載のとおりで、こちらに載っている①、②の指標の両方に該当する区域を住宅密集地と定義していきまして、こちらは、内閣府と埼玉県の共通の指標になっていますが、これを参考に、該当する地域の抽出を行っています。

7-14ページからは、これらの①から⑩までの各ハザードマップを、重ね合わせ分析の前の整理として、単独の情報の形で載せています。御説明は割愛させていただきます。

7-21ページ、「住宅密集地」については、火災や地震に関する危険があるところということで、昨年度に埼玉県の技術的支援を受けて調査した内容を掲載しています。住宅戸数密度が1ヘクタール当たり30戸以上のところと、不燃領域率という耐火建築物や道路等の不燃化がされている面積が40パーセント未満にとどまっているところの二つの指標をもって、どこが危険な住宅密集地に該当するところかを整理しています。

調査の結果、朝志ヶ丘3丁目については、両方の指標を満たすということで、県の方で住宅密集地の定義に該当する地域と位置付けがなされている状況です。

ここまでが、各ハザードがどのような分布をしているかということとを単独で整理した内容になりますが、7-29ページ以降については、これに更に都市情報を重ね合わせて、実際のリスクの内容を分析する内容となっています。7-29ページの上の緑の表は、先ほどまでのハザードで、これに、下の黄色の表でお示しした各都市情報として、人口分布や、行政施設、要配慮者利用施設などの施設の立地状況を重ね合わせています。

7-30、31ページに重ね合わせる組み合わせと分析の視点を整理しています。基本的には、各ハザードに対して、人口分布を重ねたものと施設情報を重ねたものの2枚ずつのマップを作成しています。

この後のページでは、この表にある重ね合わせのマップをしばらく掲載していきまして、より具体的に災害のリスクを抽出する内容となっています。これが7-32ページから7-69ページまでになります。

例えば7-32ページでは、「洪水浸水想定区域（計画規模L1）」のハザードに人口分布を重ねたものになっていますが、内間木の辺りは青や水色の斜線ばかりなので人口密度自体はそれほど高くないことが分かります。一方、マップの真ん中辺りの、赤い楕円の点線で囲った地域は、人口密

度が高いことを示す赤やオレンジの斜線となっており、ハザードも内間木ほどではないですが、黄色い0.5から3メートル未満の浸水を示す色となっていますので、1階か2階部分まで床上浸水するリスクがあります。こちらは、居住誘導区域の中ですが、このように一部リスクがある地域もあることが分かります。

7-34ページは、ハザードは同じで、施設の方に重ね合わせデータを切り替えたマップになっています。左上のコメントで、浸水深3メートル以上となるエリアに複数の要配慮者利用施設が立地していたり、または、総合病院が2施設とも浸水深0.5から3メートルとなるエリアに立地していて、機能低下のリスクがあることなどが分かります。

このような分析が大分続きまして、7-69ページまで行っています。

以上までが、災害リスクの分析結果を客観的にまとめた内容ですが、7-70ページからは、この分析結果を踏まえ、各災害リスクを回避又は低減するには何が課題なのかを整理したページとなっています。整理は、防災マップで指定避難場所に設定されている小学校地区別に分けて行っています。また、居住誘導区域の中に災害リスクがあるのか、外にあるのかによって対策も変わりますので、箱書きのところに更に書き分けをしています。

こちらも、以降、7-80ページまで続けて整理をしています。

このような課題の整理を踏まえまして、7-81ページからは、「防災・減災まちづくりの将来像と取組方針」を設定しています。

まず、将来像は、総合計画等で設定されている基本構想や将来像を踏まえつつ、市内では各種大規模災害のリスクが一定程度あることから、防災・減災対策をたくさん充実させる多重防御の考え方で、安心・安全に暮らせる住環境を形成していくということで、ここでは「防災・減災対策が充実し、誰もが安心して暮らせるまち」という将来像にしました。

また、基本方針のところでは、81ページの下段になりますが、災害リスクを回避する、つまりゼロにするということと、対策を講じることで災害リスクをできるだけ低減させるという方針に切り分けて整理をしていくという基本方針としました。回避するのか低減するのかは、82ページの上に詳しく書いてありますが、基本的には国の手引きの考え方に沿った内容としています。

さらに、そういった回避、低減の考え方に基づいて、83ページでは、災害別に取組の方針を示しています。

7-84ページからは、「具体的な防災・減災の取組とスケジュール」ということで、各種関連計画に基づいて実施または計画されている、主な防災・減災の取組のうち、都市計画での防災まちづくりに関連するハード・ソフト対策を集約して掲載しています。これらの取組をもって、居住誘導区域の内外における災害リスクの回避や低減を図り、定めた防災・減災まちづくりの将来像を目指

していくこととなります。

最後に、7-96ページは、防災指針上の目標値を設定していきまして、今後、立地適正化計画の見直しを行うおおむね5年ごとに達成度合いの評価を行っていく予定です。

各災害共通の目標としては、目標1として、「GISでオープンデータ化する災害情報の数」で、こちらは、パソコンやスマホでハザードなどを含む地理情報を確認できるシステムのことで、今後導入を目指す予定で、目標値としている11災害は、7-3ページで○を付けた災害の数となっています。

目標2は、「自主防災組織の結成率」で、地域防災計画の目標を転記しています。

目標3からは、災害別の目標値となっておりまして、例えば水害の目標3で、1階部分が水没してしまう浸水3メートル以上となる浸水想定区域に住んでいる人口について、居住誘導になりますので短期間では中々難しい面もありますが、今は1万3,000人ほどいるところ、これを少しずつ減らしていく計画としています。

なお、こちらはGISによる計算上の人数となっておりまして、この後のページに出てくる立地適正化計画の目標と共通目標となっております。

目標4は、「雨水貯留施設の整備」で、今後、内水被害低減のため、雨水管理総合計画に基づき、7,970立方メートルを整備します。

目標5は、「市内の災害レッドゾーンの指定地区数」で、市内では土砂災害特別計画区域となっている21地区が該当し、対策工事などによりレッドゾーンの指定を約半分程度に減らすものです。

目標6は、大規模盛土造成地で、市内8箇所全てにおいて安全性の確認を行っていきます。

第7章の防災指針の説明は、以上になります。

○事務局・村岡まちづくり推進課都市計画主任

次に、「第8章 計画の目標と評価」に移ります。8-2ページをお開きください。

先ほど触れました「まちづくりの方針（ターゲット）」に基づく誘導方針に対応する指標を設定しています。「①都市機能誘導区域内の誘導施設立地の促進」に対応する指標として、

「人口1,000人あたりの小売事業所売場面積」を、「②居住誘導区域の居住の誘導」に対応する指標として、「居住誘導区域内の人口密度」と「路線バスの年間利用者数」を、「③災害対策または安全なエリアへの誘導」に対応する指標として、「3m以上の浸水想定区域の人口」をそれぞれ設定しています。

8-3ページに移りまして、「①きめ細やかな交通ネットワークの形成」に対応する指標として、「公共交通空白地区の改善数」を、「②朝霞駅周辺の居心地が良い空間づくりによる活性化」に対応

する指標として、「朝霞駅南口駅前通りの歩行者交通量」を、「③低炭素型の交通体系の構築」に対応する指標として、「シェアサイクル年間利用者数」を、「④低炭素型の市街地整備」に対応する指標として、「緑被率」を、「⑤交通安全対策の推進」に対応する指標として、「ゾーン30プラスの指定数」をそれぞれ設定しています。

最後に8-5ページ、「計画の評価と見直し」についてです。

立地適正化計画は都市計画運用指針により、おおむね5年ごとに評価と見直しを行うべきとされています。当計画の見直し時期については、上位計画である都市計画マスタープランと整合を図るものとしています。

長くなりましたが、素案の説明は以上となります。

本日御審議いただいた素案から内容を変更しない範囲で、言い回しや表現を一部修正する可能性があることを御承知おきいただきたいと思います。

今後のスケジュールについては、本日頂いた御意見を可能な限り反映させた素案を用いて、12月23日金曜日から1月23日月曜日にかけて、パブリックコメントを実施します。

また、12月23日金曜日、午後6時から午後8時、市役所大会議室で、12月25日日曜日、午後2時から午後4時、産業文化センター集会室で住民説明会を行います。説明会は、説明動画とパネルを用いた形式としています。

その後、1月末頃に開催予定の都市計画審議会パブリックコメントの結果を示し、それに対して御意見を頂き、3月下旬に計画を公表するスケジュールとしています。

長くなりましたが、説明は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたが、当委員会から執行していただいております須永委員にこの素案の作成に当たり、特にこのようなことで問題があったとかありましたらお願いします。

○須永専門委員

ありがとうございます。では、発言させていただきます。須永です。

今回、立地適正化計画素案ということで、都市計画審議会にお示しをする運びとなりました。この間、庁内会議等で検討を重ねてまいりまして、基本的には、その枠組みとしては国土交通省が目安として出している枠組みに準拠した形のものになっておりますので、構成としてはしっかりしたものになっていまして、中身についても非常に多くの議論、庁内も含めてより多くの議論をいただいた結果として本日まとめていただいておりますので、内容としてもしっかりしたものが出来上がったのではないかなというふうに、委員としては感じております。

あと、皆様方に今日御覧いただき、改めて御意見を伺ったものを反映して、より良いものを作ってもらえればと思っております。よろしく願いいたします。

○鈴木会長

ありがとうございます。リモートで参加している小嶋委員にも、一言お願いしたいと思います。

○小嶋専門委員

恐れ入ります。埼玉大学の小嶋です。ありがとうございます。

今、須永先生から御説明いただいたとおり、様々庁内でも議論いただき、この場でも既に皆様から御意見を頂いているところ、庁内の皆様、まとめ上げてくださっていると思います。

1－5ページでしっかりと市の上位計画は、どのような計画があるのかをお示しいただいて、立地適正化計画が市の中のどの位置付けかをお示しいただいている。また、3－4ページから、しっかりとどういった方針を市で進めていきたいのかということに、ただ計画を作るだけじゃないところを、市のもともとの方針、これからどうしていきたいんだという方針をしっかりとこの立地適正化計画の方針に載せていくという市の姿勢というものがこちらの資料を見ることでものすごく分かって、この後のことが、すごくよく分かる資料になっていると思います。

以上です。

○鈴木会長

どうもありがとうございました。二人の専門委員から、作成に当たっての御意見を頂きました。

議案の説明も終了しましたので、意見の聴取に入りたいと思います。事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問などありますか。

田辺委員。

○田辺委員

そもそも、これを作る最初の経緯が補助金絡みで、旧溝沼浄水場跡地の今、仮称福祉総合施設ということになっていると思いますが、社会福祉協議会の本部機能の移転というような話も含めて、そこから始まっていたと思うんですね。

そういう流れの中なので、仕方がない部分はあるのですが、結局のところ、それに限らず、市全域の立地適正化計画というものにシフトして考えていきたいと思いますということは、それはそれとしていいのですが、そうすると、例えば6－5ページに、「溝沼浄水場跡地への公共施設整備」というのがこの中に入っていますが、今後もいろいろなものを作るに当たって、全てこういった計画に入れていくのかということになるだろうと思うんです。その点、今回だけこういう形で、市の計画の中に具体的なものを入れるのは、いわゆる一般の計画の中に入れるのはちょっと聴いていないので、今まで余り記憶にないので、特にこれは都市計画マスタープランの位置付けに今後なっていくので

はないのかを考えたときにも、今、検討をこれからどんどん進めていきたいと思いますという、この施設に対して、計画に入れる必要が果たしてあるのかどうかというのは、まず一つ疑問です。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

まず、基本的には公共交通計画と立地適正化計画が、今、国が進めている施策の大きな柱になっています。先に公共交通計画を作り、立地適正化計画は、令和4年度当初予算に載せる形で進めていたところ、溝沼浄水場跡地への社会福祉協議会の移転という話が出てきました。

例えば、社会福祉協議会の事務所が、溝沼浄水場跡地に移るときには、第一種中高層住居専用地域の場合はできませんので、そういったものをどうしたらできるか検討したところ、特定用途誘導地区という国の制度を使えば都市計画の制度として、建築確認の48条但ただし書きを使わなくても、都市計画の手続きを使ってできる制度が国で出来ましたので、それを活用させていただくというものです。今後、公共施設を建築する際に全部こういうものに位置付けていくという考え方ではないということで御理解いただきたい。

○鈴木会長

田辺委員。

○田辺委員

どちらとしても、いわゆる一般論で語る計画の中に個別具体的な計画を入れておく必要があるかどうかというのは、私はクエスチョンなんです。

あと、5-5で、これは前回か前々回だったかに申しあげましたけれども、いわゆる「歩いて暮らせる駅ちかゾーン」だとか、「公共交通らくらく移動ゾーン」だとか、ネーミングの問題も含めてちょっと引っ掛かる。特に一番引っ掛かるのは、「公共交通らくらく移動ゾーン」という表現です。確かに、公共交通計画を今検討、ずっと議論しているのはそれはそれでいいし、市のメインとして本来は市の循環バスもそうですし、あとは民間の公共交通といわれる鉄道なりバスということになってくるけれども、じゃあ果たして1日に数台そのバスが通れば、それで「らくらく移動ゾーン」ですかということは、やっぱり市民感覚でいうとそれはちょっと言い過ぎじゃないのかなと。

だから、建て付けとして立地適正化計画というものを、いわゆる移動の自由というものを確保した上で補完しようという建て付け分からないでもないですが、そこまで御立派な大風呂敷を広げて、ここまで「公共交通らくらく」とまで言えちゃうのかどうかは、私はちょっと疑問なんですけど、その点はどうですか。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

「公共交通らくらく移動ゾーン」は、市内循環バスではないです。路線バスの運行頻度が高い地域を「公共交通らくらく移動ゾーン」として、市としては設定したいと考えていて、要はなぜそうするかというと、やはりそういった地域については、人口が減ってしまうと当然バスの運行頻度が下がりますから、人口が減りますと当然バスの利用者は基本的に減りますので、そういった高密度な運行を維持するために、例えば駅から離れても、常時路線バスが、頻度多く走っている地域というのをより分かっていただくために定めるという形を市では考えています。

逆に、市内循環バスにつきましては、そういった路線バスが走らないような、どちらかという幅員が狭い道路の区域を走っていますので、市内循環バスが走っている地域については、「らくらく移動ゾーン」という形ではないという形で捉えているという形です。

○鈴木会長

田辺委員。

○田辺委員

ですから、補完をするという、その公共交通の計画の中で補完するのは、分からないでもないんですけども、じゃあ「らくらく」というところまで、実際、民間事業者でペイするという大前提の中で、いわゆるバスを増便するというよりも減便をどんどんしていくという勢いがある中で、こういう位置付けがどこまでもつのかというのも非常にクエスチョンなんですけど、そこは公共交通計画の中で、仮にこれが撤退するような動きが出たときには、絶対そこは死守するんだという大前提でこういう計画を立てるということですか。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

公共交通計画についても、路線バスの減便まではなかなか難しいですけども、撤退の話になった場合には、事業者と協議して、維持できないかということを確認に位置付けています。実際に、市議会でも説明した国際興業バスの一時撤退という話が協議したことによって、たまたまあのときはコロナの影響で、ほかの路線バス事業ではなくていわゆる貸切バスであるとか、そういった事業が全く機能しない中で、運転手の雇用を維持する形で朝霞の撤退が一時は収まったということもあります。当然、今後もそういった事態は想定されていて、路線バスの路線は、いわゆるドル箱路線と、それ以外はほぼ赤字路線というのを事業者から聴いていて、市としますと、今、高密度で走っているものについては、やはり市としてできることをやって、公共交通のネットワークを維持して

いきたいと考えていて、直ちに撤退したときに、市がお金を入れてどうかというところまでは、こういった計画に位置付ける必要は、今のところはないと考えています。

○鈴木会長

よろしいですか。

○田原委員

田原委員の関連で、同じところなので私も聴きたいと思います。「らくらく移動ゾーン」のネーミングがどうという話は、別にいいのではないかと考えていますけれども、多分そのゾーン設定のイメージを持ちやすいという意図があるのではないかと考えていて、次のページに今の話がなんとなく視覚的に分かるようになっているので、すごく分かりやすいと思っているのですが、やはり前から言っているとおり内間木の方に色がなくて、少し寂しいという思いです。

先ほどの話で、第7章辺りが居住区域ではないのだけれども、やはり市全体のコミュニティの場所に応じて防災を設定していくというのが今回加わったというのを聴いていますので、それも歓迎したいと思いますが、やはり気持ち的にこれをぱっと内間木地区の方が見ると、何と思われかなというがあるので、何かそこら辺、考えていることがあれば伺っておきたいと思います。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

5-2ページ、「居住誘導区域の設定方針」のところ、都市計画区域から「市街化調整区域を除く」と書いてありますが、これは、都市再生特別措置法で絶対色を付けられない区域が決まっていますので、そこを例えば市街化調整区域を除くのは法律によって除くものということとをまず付記したいと思っています。

私どもは、田原委員が言ったとおり、市街化調整区域と言いましても内間木は川を中心としたコミュニティが広がっていて、現に今も住宅だけではなくて、工場が立ち並んでいるところもありますので、そこについては、居住誘導区域にはできないですけど、市全体としての防災指針の中に、本来防災指針に書き込まなくていいのですが、防災指針に位置付けるという形で、苦慮した結果、そういう形でやらせていただいたということで御理解、丁寧な説明をしていく必要があると思っています。

○鈴木会長

よろしいですか。

山崎部長。

○事務局・山崎都市建設部長

先ほど、宇野から申し上げた、田辺委員の6-5ページの「②溝沼浄水場跡地への公共施設整備」のことですが、こちらは都市機能誘導区域内に必要とされる公共施設を作るという点では、重要な施策と認識していますので、何らかに触れる必要はあると考えているところですが、委員御指摘のとおり、立地適正化計画もおおむね20年後を目標とした計画ですので、長期的に見れば公共施設整備はこれだけではないと考えますので、そちらは少し表現について工夫したいと思えます。御指摘ありがとうございます。

○鈴木会長

岡田委員。

○岡田委員

私も申し上げようとしていたのですが、項目建てせずに具体的活用例という形で表記されて、こういうふうに、こういう土地を活用できましたとされたらいかがですか。

○鈴木会長

山崎部長。

○事務局・山崎都市建設部長

岡田委員からの御提案を踏まえて、表現を検討したいと思います。ありがとうございます。

○鈴木会長

田辺委員。

○田辺委員

もう1点。6-7ページの「④通学路や住宅地における面的な交通安全対策」、公共交通の中で議論はされているのかもしれませんが、「ゾーン30プラス」、後で報告事項第2号でもその表現が出ていますが、ゾーン30という区域指定がされて、30キロメートル制限、いわゆる面的な制限というのがあり、そこに東弁財、西弁財等のこういうハンプ、スムーズ横断歩道、そういうものを付けてプラスという意味なのでしょうが、それは土地区画整理事業が行われたところでゾーン30指定がされて、それにそういうものが付随したところは分かるのですけれども、そうではないところも、ゾーン30と指定されていて、果たしてそれが、ゾーン30の評価の問題もあるのですが、今後このように位置付けをしていったいいものなのか。

私は、30キロメートルというのは朝霞市内の普通の一般の公道、幹線道路でも30キロメートル制限というのは一杯ありますから、40キロメートル、50キロメートルというのは、めったにないぐらいで、ほとんど30キロメートルですから、それが何かえらい規制をしているようなイメージを持たすのだけでも、武蔵野とかほかの東京何かだと20キロメートル、あるいは10キロメートルの制限を設けているところもあるくらいなので、私は「ゾーン30プラス」という表現は、

それで一人歩きさせるのはどうかなと思います。

その前の文章は、そのままでいいですよ。「通学路や住宅地における面的な交通安全対策」という文章はそのままでいいですけども、「ゾーン30プラス」という表現が一人歩きさせていいものなのかどうかというのが、私はクエスチョンなんですけど。

それは、公共交通の方でそういう話がもう決まっているということですか。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

「ゾーン30プラス」というのは、今、国と警察が進めている一番、速度の規制と物理的な規制になりますので、これを国が進めているのは間違いないところです。

朝霞についても、ゾーン30に指定している区域がありまして、モデル的に東弁財を実施して、今、本町の方からもそういった話が出ていますので、例えば本町の方から伺ったときは30キロメートルではなくて20キロメートルでもいいんだよという話もありますから。

○田辺委員

「ゾーンプラス」でいいんですよ。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

名前が「ゾーン30プラス」で決まっていますから、そこは「ゾーン30プラス」という書き方以外ないのかなと思います。規制については、20キロメートルということもありますが、ただ、それはやはり地域の皆様との合意形成になります。規制は、市や警察がやりたくてもなかなか難しく、地元の御協力を得ないと、こういったものはできませんので、今ある交通安全対策を面的でやるとすると、これが今、一番推奨されているものという形で載せさせていただいています。

○鈴木会長

ほかにありますか。

木村委員。

○木村委員

4-10ページ、「国道254号バイパス沿線ゾーン」のコメントがあると思いますが、ここで2段落目のところ、「一方で、内間木地域は市街化調整区域であることや、水害のハザードエリアであることも踏まえ、都市計画の制度も活用し、豊かな自然環境とも調和する適切な土地利用の推進を図る必要があります。」と書いてありますが、都市計画の制度を活用し、都市利用の推進を図るのは、いわゆるここは調整区域ですが、市街化編入して例えば区画整理をやるとか、そういったことを匂わせている、そういう解釈なのでしょうか。それとも、調整区域のままで何かやろうとしているの

でしょうか。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

国道254号バイパス沿道の活性化につきましては、内間木公園と憩いの湯跡地を合わせた活用も含めて、審議会を立ち上げて、御検討いただいているところです。内間木公園については、憩いの湯跡地と同じ都市公園にすることによって、Park-PFI制度の活用といった方向がいいのではないかという話が委員の中でから出ています。

ただ、国道254号の沿道については、調整区域であり、今、木村委員がおっしゃったとおり、市街化区域に編入するとかいろいろな都市計画の手法がありますが、やはり水害ハザード区域を市街化区域に編入して居住を誘導する施策は、まずできないと認識していますので、そういった説明を委員会でもしていきまして、今、全国で行われているような活性化事例を集めていて委員会でもお示ししているところです。どちらかという、市街化区域にいきなり編入するのは、事務局からするとハードルが高いと考えていきまして、例として挙げさせていただいているのが、調整区域で地区計画を定めて、例えば工業系の活用とか沿道サービスの活用といったものがないか、そういった検討を今始めたところと御理解いただければと思います。

○鈴木会長

木村委員。

○木村委員

ありがとうございました。分かりました。この254バイパスは、今設計を進めている段階で、恐らくこれから詳細な設計にどんどん入っていくと思いますが、基本的にバイパスは直接出入りをさせないという原則の下、広域交通をさばくことです。ですから、沿道の開発がある場合にこちらの道路設計が先に進んでしまうと、その辺の開発が難しくなる場所もあるので、区画整理とか仕掛けるのであれば、一緒に設計を連携して協議しながら、どういう出入りだとかができるのですけど、そういった性格の道路であるということは御理解の上で、もし、民間開発を誘導するということであれば、交差する市道とかの出入りを考慮するとか、そういった話も必要なのかと思います。

いずれにしろ、連携しながらやれるところは一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○鈴木会長

ありがとうございます。

岡田委員。

○岡田委員

今の内間木のバイパスのところですけども、後の報告事項第4号の火葬場の建設がグラウンドの所です。バイパスのすぐ脇になるところですが、そういうものは、どこまで認識されているのか分からないですが、今の話の延長線で、都市計画がかえってうまくできにくくなるのではないかと思ったりするのですが、いかがでしょうか。

○鈴木会長

火葬場の方を聴きたいのですか。

○岡田委員

今の話で254バイパスを延伸して内間木地区を何とか活性化しようという。憩いの湯ですか、要するにスポーツゾーンみたいなものにしようとしている一方、すぐ近くに4市の火葬場ができるとすると、川越でも火葬場建設に対して住民訴訟みたいなことがあり、かなり長期間もめたと聴きました。

○鈴木会長

志木だからいい。

○岡田委員

これ、志木市なんですか。

○鈴木会長

火葬場はね。

○岡田委員

そうなんですか。

○鈴木会長

後で、報告があります。

○岡田委員

その辺のところがどういうふうに絡んでくるのか分からなかったので申し上げたのです。

○鈴木会長

答弁ありますか。

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

火葬場の件は、今回の市議会全員協議会で、設置についてこれから集まって検討していくため、4市で協議を始めますと報告を受けたところです。具体的にまだできるかどうか全く決まっていな
い状況ですので、できる前提でお話はできません。

ただ、火葬場については、やはり忌み施設な意味合いが昔から強くありますが、市民の皆様からすると戸田まで行かなくてはならないことから、必要な施設という認識はあると考えます。市としますと、そこが志木市と言いましても、すぐ近くに朝霞市の土地もありますので、検討するに当たりましては、住民の皆様のお意見とか、そういうのは当然必須になると思います。

○鈴木会長

まだまだ、委員の皆さんの声を聴きたいのですが、この後、報告事項が6件もあります。そんな関係で、御意見等がありましたら、文書で事務局へ出していただいて、あと3分ぐらいで終わらせたいと思います。

それから、私からも意見を言っておきます。2-6ページ、「生活サービスの利便性」で、「商業施設は、市民が日常的に食料品・日用品等の買い物を行うスーパー、ドラッグストア、コンビニを対象とします。」とあり、医療施設、あるいは福祉施設、公共施設の順に記載されていますが、ドラッグストアやコンビニは、市の地域での活動には数店以外は何も協力してくれません。それで、一般小売店について記載ができるかどうか、その辺を考えてほしいと思います。文書でさっき事務局に渡しましたが、こんなことを書いています。特に言っておきたいことだけ言います。

3-5ページ、狭あい道路。前回の会議のときにも言いましたけど、本町2丁目のところですよ。これも今日、報告事項であるようですので、コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造を形成しようとする計画なら、本町2丁目の狭あい道路が多く、曲がった道路やすれ違いが出来ず、どこに出るかも分からなくなってしまうという人たちの声も聴くことがあります。このようなことも、考慮して検討していただきたいと思います。これは意見です。

それから、6-6ページ、意見。「あさかエリアデザイン会議」の皆さんが作成したチラシを採用したものだと思いますが、公文書としての役割の中に余りにもかけ離れた未来像。道路の幅員等のことも考えられたらと思います。「駅西口富士見通線 未来イメージ」ですね、図の2番目。これ、この文章としたらふさわしくないのではないかと思います。あと、シェアサイクルも高齢者のための利用案内とか、これは余り具体的になってないと思います。

それから、7-27ページですが、国勢調査が令和2年に行われていますが、その前の7-21ページの「住宅密集地」、これは平成22年度の国勢調査を使っている。これは古すぎるということで、朝志ヶ丘と本町2丁目の数字も見ると、ちょっと古すぎるので問題があるのではないかと。これも文書で出しておきましたので、よろしくお願いします。

あと、これは余計なことですけど、7-57ページ、「想定される災害リスク等」、意見ですが、「本町2丁目（第八小学校地区）」となっていますが、これは第六小学校地区ではないかと思うので、訂正をしていただきたいと思います。

文書で出してありますので、いろいろ御検討をお願いしたいと思います。

以上で、「議案第2号 立地適正化計画の策定について」、終了したいと思います。よろしいですか。

ありがとうございます。

◎4 その他（報告事項）

報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）

○鈴木会長

次に、次第の4番目「その他」として、報告事項が6件あります。

事務局から「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」の説明をお願いいたします。

菊地主事。

○事務局・菊地みどり公園課みどり公園係主事

「報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更（経過報告）」について、御報告します。

今回の報告事項は、生産緑地地区内の行為通知による変更に関するものです。

生産緑地法第8条第4項に、生産緑地地区内において、道路などの公共施設等の設置等をしようとする者は、あらかじめ市町村長にその旨通知しなければならないと規定されており、この通知を行為通知としています。

今後、工事が完了し供用開始されましたら、行為通知部分を当該生産緑地地区から一部削除する都市計画変更を行う予定です。

資料の1ページを御覧ください。

こちらは、今回御報告させていただく変更箇所の一覧です。

今回は、第32号、第109号の生産緑地地区内の行為通知について御報告します。

変更面積は、177.48平方メートルの減少となります。変更後の市内全体の地区数は、変更前の221地区から増減はなく、面積は約65.98ヘクタールから約0.01ヘクタール減少し、約65.97ヘクタールとなります。

2ページを御覧ください。三原二丁目の第32号生産緑地地区の概要です。

概要図上にある青の矢印は、現況写真の撮影位置と方向を示しており、黄色で塗りつぶした地域が今回削除する予定の区域となります。

こちらについては、開発行為に伴い、市が築造される通り抜け道路の帰属を受けることから、生産緑地地区内の行為通知書を令和4年8月2日付けで受け付けました。

黄色で塗りつぶした区域の一部分が今回の行為通知部分であり、約89平方メートルとなります。また、行為通知による解除後、残地部分が約58平方メートルとなり、残存する赤枠の区域と一団とみなす面積要件である100平方メートルを下回るため、併せて解除となります。

併せて解除となってしまう生産緑地の地権者については、説明し、了承を得ています。

次に、3ページを御覧ください。膝折町2丁目の第109号生産緑地地区の概要です。

こちらは、道路整備課で黄色で塗りつぶした区域を買収し、今年度歩道築造工事を行うことから、行為通知書が令和4年9月21日付けで提出されました。こちらについては、今年度中に完了検査をする予定と聴いています。

以上で、報告事項第1号、朝霞都市計画生産緑地地区の変更についての報告を終わらせていただきます。

○鈴木会長

ありがとうございました。

事務局から報告がありましたが、今後審議するに当たり、事前に聴いておきたいことがあればお願いします。

ありますか。よろしいですね。

◎4 その他（報告事項）

報告事項第2号 朝霞駅南口駅前通りの一方通行規制及び周辺道路における面的な交通安全対策等について

○鈴木会長

それでは、「報告事項第2号 朝霞駅南口駅前通りの一方通行規制及び周辺道路における面的な交通安全対策等について」の説明をお願いします。

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

報告事項第2号について御説明させていただきます。

こちらは、皆さん御存知だと思いますが、朝霞駅前通りが中心の話になっています。平成27年に市で一方通行化の社会実験を行った過去があります。その当時、アンケートを行ったところ、約7割の方が一方通行の実施に賛成でしたが、沿道の商店街の皆様からの合意形成を得られず一方通行化を見送った経緯があります。

その後、社会情勢の変化、全国で多発する悲惨な事故であるとか、車中心から人中心への道路の使い方であるとか、様々な変化がありました。

それで、朝霞駅周辺につきましては、アサカストリートテラス等を実施している「あさかエリアデザイン会議」という官民連携組織が立ち上がっていきまして、その中に地元の町内会の皆様であるとか、商店会の皆様等も入っていただき、朝霞駅周辺を今後どうしていこうかという話の中で、一方通行化を改めて検討しようという話になり、「あさかエリアデザイン会議」が作った未来ビジョンの中に一方通行化の検討が入れられました。今年8月にワークショップを市役所で開催して、交通安全に向けて様々な意見交換を行った結果、先月11月24日に、一方通行化に必須となります地元の2町内会と2商店会から要望書が出てきたものが、本日資料として提出したものです。

今後につきましては、市としますとこの要望内容の実現に向けて、地元の皆様や関係行政機関、埼玉県であるとか朝霞警察であるとか、そういったところと協議を進め、なるべく早い実現に向けて協議を進めたいと思っています。

説明は、以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。事務局の報告がありましたが、聴いておきたいことがあれば、お願いしたいと思います。

田辺委員。

○田辺委員

図があって、一方通行の方向も示されていますけれども、駅にぶつかって左側の市道1号といわれるところも、非常にこの青い枠の外れまでは狭い道路であって、本来、一方通行を掛けるんだしたら、そこも同じように一方通行を掛けないと、同時に掛けていかないと、協力を求めるといったときにも、こちらばかり協力してという話になるのではないのかと思うのですが。

できれば、やるときにはある程度、もう少し全体を眺めて掛けないと、後からやろうとしたときにそれはうまくいかないのではないのかと思いますがいかがですか。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

そういったお話も、ワークショップで出ていました。この市道1号線は、駅前商店会ではなく、本町商店会と本町霞台町内会等が関係あるのですが、地元の方からすると、そちらの合意形成等は難しいのではないかというお話がありました。

例えば、駅前通りを市役所方面に向かって一方通行化すると、溝沼方面から来る市道8号線の交差点のところは、右折帯が狭いため、渋滞が多分ひどくなってしまいます。皆さん、そういうことも心配されていましたので、全くやらないということではなくて、この要望書が出てきた中でそういっ

た話も当然出てくると思いますので、もしそれが合意形成を得られて、警察がそれでもいいということであれば、それはできないということではないと思います。

以上です。

○鈴木会長

よろしいですか。

○田辺委員

はい。

○岡田委員

すみません、私も一言。

○鈴木会長

岡田委員。

○岡田委員

市道1号線に関しては、私、頻繁に歩いていますが、非常に道路が狭く、なおかつ古くて、かつ交通量が比較的多いと思います。すれ違いの車もギリギリですれ違うしかない。駅前通りを重視するのは分かりますが、一方、市道1号線は、歩行すら困難、運転もちょっと年配だと、もう止まっているしかないかと思うぐらいしか対応ができないんです。そういうことを十分に踏まえていただかないと、今、一方通行化で納得が得られないかもしれないとおっしゃっていますが、逆に行政としては、右回りの一方通行をしていただきたいと。駅から右に、東武ストアの方から回るような感じですかね。そこまで考えていただかないと、道路の比較からしたら、私は住んでいる住民ではなくて申し訳ないですが、利用する住民からすると、納得いきません。

すみません、それはこの報告に対しての私の気持ちです。

○鈴木会長

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

そういった意見をいろいろ頂いて、私は結構だと思います。当然、地元の方は、沿道にお住まいの方で身近な方。ただし、駅に向かっていく道路なので、地元の方以外も多く通る道というのは、すごい大事な観点かと思っています。

ただ、こういった要望書が出てきましたので、これから地元の方とか利用者の方とか交通事業者の方とか、交通規制を担当する警察だとか、そういったことで一番いい案を採用するしかないと思っています。

できないものはできないということも、当然その中に出てきますし、半々で良い悪いというものも

出てきたりとか、皆さんで話し合っただけで納得した上で、具体的なものやっっていくのは、これから大事なことと思っていますので、一つの意見としてすごく参考にさせていただきます。

ありがとうございます。

○鈴木会長

報告事項第2号は、これでよろしいですか。

◎4 その他（報告事項） 報告事項第3号 都市計画マスタープランの策定方法について

○鈴木会長

「報告事項第3号 都市計画マスタープランの策定方法について」の説明をお願いします。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

都市計画マスタープランにつきまして、現状の都市計画マスタープランが2025年に終期を迎えます。都市計画マスタープランは、3年間、策定までに今まで期間を設けていますので、実際には2023年度、来年度から作業が始まる形になりますが、今回、御意見をお伺いしたいのが、策定する過程でのやり方の話です。前回この都市計画マスタープランを作ったのが、平成17年。そのときは、庁内検討部会とか地域ベースのワークショップをやるとか、それ以外にまちづくり委員会というのをやってやってきました。そのほか、もちろん都市計画審議会からの御意見も聴いて進めてきました。10年たって見直しのときには、基本的な体制は変わらず、まちづくり委員会から都市計画マスタープラン策定委員会というのができて、庁内策定委員会と都市計画審議会の三つを回しながら策定してきました。当時の状況をいろいろ遡ってみました。結局、都市計画審議委員会の委員と、マスタープランの策定委員会の委員がほとんどかぶっている状態で、そちらの方の負担もかなり大きいということと、市の業務も、三つの会議体を同時期に回していくのも非常に事務的な労力を要するというので、今回御意見を伺いたいのが、都市計画審議会条例の中で、他市もそういった形で都市計画マスタープランを作っているところもかなりあるのですけれども、臨時委員をその策定期間だけ任命させていただいて、例えば専門員、ここにも入れていただいていますけれども、臨時委員ですと議決権も付与できますので、そういった形で例えば須永先生であるとか、そういった方に入っていただいて、都市計画審議会の中と庁内検討委員会を回しながら、二つの会議体で策定していきたいということを考えています。前の条例を今後廃止したりとか、そういったものも出てきますので、皆さんの御意見を伺いたいということでお話しさせていただきました。

○鈴木会長

ただいまの説明につきまして、須田委員。

○須田委員

私、逆にいいと思います。いろんなところからかぶった人が会議で答弁していると、やはり盲点が多分出てくると思うので、少し幅広くという意味で私はいいと思います。

○鈴木会長

今まで二重構造になっていて、時間ばかり掛かってた問題が多かったと思うので、今、須田委員が言われたように、審議会にプラスアルファしていくというのではないかと思います。

ほかに、ございますか。

それでは、報告事項第3号は終わりにします。

すみません、進行不手際により、時間になってしまったのですが、あと15分ぐらいで終わらせようと思いますので、時間の延長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はい、の声)

ありがとうございます。

◎4 その他（報告事項） 報告事項第4号 朝霞地区4市共用火葬場設置の検討について

○鈴木会長

「報告事項第4号 朝霞地区4市共用火葬場設置の検討について」の説明をお願いします。

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

資料はA4、1枚の位置図を示したものです。こちらについては、令和4年12月15日、市議会全員協議会において、今後、火葬場の検討を4市で行っていくという説明がありましたので、近くに254号のバイパスが通るということと、グラウンドと書いておりまして、志木市衛生組合が持っている土地で、今、富士見市のリトルシニアが使っている立派なグラウンドなのですが、ここが一応候補地として、今後、4市で検討を始めるという情報が入りましたので、まずは都市計画審議会、これ底地は志木市でありますけども、朝霞市のすぐ間近ということと、今後、例えばこの土地を拡大して、朝霞の土地までということの議論が出てきた際には、都市計画の手続が必要になりますので、そういった意味も踏まえて、事前の情報提供という形でお話しさせていただきました。

まだ建設ができるかできないかではなくて、まず4市で協議会を作って検討を始めるという情報ですので、そちらを情報提供させていただく内容です。

以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。

事務局からの報告がありました、聴いておきたいことがあればお願いします。

何かございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項第4号は終わります。

◎4 その他（報告事項）

報告事項第5号 東武鉄道株式会社のダイヤ改正について（2023年3月18日（土））

○鈴木会長

「報告事項第5号 東武鉄道株式会社のダイヤ改正について」の説明をお願いします。

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

こちらは、2022年12月16日に東武鉄道がプレスリリースした情報でして、2023年3月18日にダイヤ改正を行うという予定です。

朝霞市に直接大きな影響があるのは、下の表の（3）の部分です。その中で、「①急行の朝霞駅停車」、それから「②快速急行の停車駅を志木駅から朝霞台駅に変更し、」というところが大きな影響だと思いますので、こちらを情報提供とさせていただきました。

以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。

事務局の報告がありましたが、聴いておきたいことがあればお願いしたいと思います。

よろしいですか。ありがとうございます。

報告事項第5号は終了いたしました。

◎4 その他（報告事項） 報告事項第6号 公園の整備について

○鈴木会長

続きまして、「報告事項第6号 公園の整備について」の説明をお願いしたいと思います。

櫻井主幹。

○事務局・櫻井みどり公園課主幹兼課長補佐

公園の整備につきまして、みどり公園課から説明いたします。

資料、A4横判になりますが、まず左側、宮戸2丁目地内、元朝霞グリーンテニスクラブのところに1公園を新設。また、右側の地図ですが、根岸台5丁目土地区画整理事業に伴い移設され、令和3年4月1日から供用開始をしています「まぼりひがし公園」、「まぼりみなみ公園」の2公園の整備を計画しています。

なお、宮戸2丁目の公園については、公園整備等に合わせて、こちら交通量が多く、歩行者の安全確保等もありますので、道路整備基本計画に基づいて、歩道やバス待ちスペースの設置など、道路整備を併せて行っていきたいと考えています。

次に、2枚目を御覧ください。

こちら、新設及び整備を計画している公園の位置付けですが、こちらの地図、図面については、平成28年3月に改定しました朝霞市緑の基本計画において、「日常的・広域的なレクリエーションの場の不足」の地域を示したものです。ピンクで塗ってある部分が不足の地域ですが、これまで本市の方で身近な公園の創出に努めてきましたけれども、なかなか地権者の御協力等、土地の確保が難しく、進めることができませんでした。宮戸2丁目地区の土地が取得できそうですので、これまで広場しかできていないまぼりひがし公園、まぼりみなみ公園の整備を合わせて進め、公園不足地域の解消に努めていきたいと考えています。

次に、3枚目を御覧ください。

こちら、「新設計画公園の基本的な考え方」、市として整備していききたいという基本的な部分になります。上段のオレンジの枠で囲っていますが、現在、異常気象とか自然災害を受けて、防災・環境問題の対応が課題になっているほか、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、ライフスタイルの変化等により、身近な公園や緑などゆとりある屋外空間などの役割が増大していることから、また、屋外公園として近隣住民の誰もが利用することができる最も身近な公園を整備したいと考えています。

下の表に行きまして、こちら整備していくことなどを踏まえて、右に掲げています大きな三つの柱を中心に進めていきたいと考えています。

まず一番上の、「平常時には憩いと涼感」ということで、こちらグリーンインフラや防災の観点から検討を進めたいと思います。

また真ん中ですが、遊び場や軽運動場などの動的なエリアと、まちなか歩きをしたときの休息のエリア、静の部分、動と静を併せ持った考え方で進めたいと考えています。

最後、一番下にありますが、自然との触れあいができる公園と、この三本の柱を基に、市としては提案していきたいと考えています。

ペーパーにはないですが、今後の大まかな予定ですけれども、宮戸2丁目については、年明けに地権者との契約を進めたいと思います。また、来年の1月末から2月の初めにかけて、宮戸2丁目、根岸台5丁目において、それぞれ住民説明会を開催して、市の示す基本的な考え方、またプラスして皆さんが考える、公園と人との意見を加えながら進めたいと考えています。

また、大きいくりですが、宮戸2丁目公園が令和5年に設計をして、令和6年度に工事。まぼ

りひがし公園が令和5年度に設計をして、翌6年に工事。まぼりみなみ公園が令和5年度に設計して、1年飛ばして令和7年度に工事をしたいと考えています。

説明は、以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。

事務局からの報告がありましたが、聴いておきたいことがあればお願いしたいと思います。

何かありますか。ありませんね。

「報告事項第6号 公園の整備」については、終了しました。

本日の内容は、以上となります。

最後に、事務局から連絡事項はありますか。

宇野審議監。

○事務局・宇野審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長

立地適正化計画ですが、先ほど会長から言われた意見であるとか、少し間違っている部分がありましたので、パブリックコメントが23日から始まりますが、修正するものについてできる限り修正して、事務局の方でもミスが分かったものについては修正して臨みたいと思います。

それから、委員の皆様については、パブリックコメントを1月23日まで実施しますので、それまでに何か御意見があれば、FAXやメール等でいただければと思います。

それからもう1点、大事なこと御説明するのを忘れていましたが、立地適正化計画については、今年度3月の策定を目指していますが、先ほど計画の中で説明した特定用途誘導地区について、いわゆる用途の緩和と容積率の緩和については、都市計画の手続が必要になりますので、また都市計画審議会で御審議いただきながら、建築条例の制定もありますので、そちらについても早ければ9月の条例の上程を目指して進めますが、ちょっと国との調整に時間が掛かった場合などは、3月にずれ込む場合がありますので、9月から3月ぐらいの間に建築条例の上程を目指すために、その間に都市計画手続を都市計画審議会の方で御審議いただきながら進めるという形で御理解いただければと思います。

以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。

ほかに、連絡事項はありますか。

濱野係長。

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

議案第2号の説明の中にもありましたが、次回の審議会について、1月末を予定しており、すぐ1か月前という状況になりますので、取り急ぎ日程の方を調整しまして、連絡差し上げたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。

本日の議事は全て済みしましたので、進行を事務局にお返ししますが、小嶋専門委員、リモートでの参加どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

◎5 閉会

○事務局・濱野まちづくり推進課都市計画係長

以上をもちまして、令和4年度第4回朝霞市都市計画審議会を閉会します。

議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。